

平成 29 年 4 月 25 日

お客さまへ

一時払終身保険の取扱商品追加について

大東銀行（社長 鈴木孝雄）では、平成 29 年 5 月 1 日（月）より、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社の一時払終身保険「やさしさ、つなぐ」の取扱いを開始いたします。

当行は、今後も商品ラインナップの充実とともに、お客さまのニーズにあった商品・サービスを提供してまいります。

記

1. 取扱商品

商品名	「やさしさ、つなぐ」通貨選択型特別終身保険
保険会社名	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
主な特長	<p>1. ご契約後、すぐに生存給付金をお受取いただけます。</p> <p>○ご契約日の翌日の生存給付金支払日から生存給付金をお受取いただけます。</p> <p>○お客さまのニーズに応じて、生存給付金の支払回数をお選びいただけます。</p> <p>2. 生前贈与をスムーズに行うことができます。</p> <p>○生存給付金の受取人をご家族にすることで生前贈与をすることができます。</p> <p>○外貨建の契約でも、生存給付金額の上限額を円で設定できるため、暦年課税の基礎控除を活用することができます。</p> <p>3. 一時払保険料を上回る保障があります。</p> <p>○生存給付金の総額と死亡保険金額の合計は、契約通貨建で一時払保険料を上回ります。</p>

2. 取扱開始日

平成 29 年 5 月 1 日（月）

3. お客さまからのお問い合わせ先

最寄の本支店の窓口にお問い合わせください。

【主な商品概要】

契約通貨		豪ドル	米ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	5万豪ドル (1豪ドル単位)	5万米ドル (1米ドル単位)	500万円 (1万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が5億円となる保険料(外貨の場合は円換算)		
契約年齢		0歳～90歳		0歳～85歳
生存給付金支払回数		5回・10回・20回		10回・20回・30回
終身保障倍率		3倍・5倍・10倍		5倍・10倍
積立利率適用期間		契約日から20年		契約日から30年
保険期間 (終身)	第1保険期間	契約日から5年		
	第2保険期間	契約日の5年後から積立利率適用期間満了まで		
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身		
契約者		被保険者の2親等以内の血族または配偶者		
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族		
生存給付金受取人		契約者本人または契約者の3親等以内の親族 ただし、契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者		
保険料の払込方法		一時払		
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度の対象		
主な特約		円入金特約・外貨入金特約・円支払特約・生存給付金円支払特約・遺族年金支払特約・指定代理請求特約		
諸費用	積立利率 適用期間	第1及び第2保険期間に適用する積立利率は、保険関係費を差引いた利率を適用するため、直接負担いただく費用はありません。第2保険期間中は積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は被保険者の年齢及び性別などによって異なります。		
	第3保険期間	第3保険期間の死亡保険金額は死亡保険金の支払いなどに必要な費用を控除します。 この費用は第3保険期間開始日における被保険者の年齢・性別に応じた予定利率等に基づくため記載できません。		
	金銭の授受が 外貨の場合	送金や口座引出時の手数料が別途必要となります。円貨で一時払保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)は仲値(TTM)に対して+50銭、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レートは(契約通貨のTTM+25銭)÷(払込通貨のTTM-25銭)、保険金等を円貨で受取る場合の円支払特約レート(TTB)はTTMに対して-50銭となります。		
	年金管理費	年金額に対して1%(上限) ※年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。		
	解約控除率	契約日からの経過年数に応じた解約控除率(契約通貨：外貨…8%～0.8% 円貨…5%～0.5%)を契約日の一時払保険料に乘じその金額を市場調整価格から控除します。		
為替リスク		一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合に、為替レートの変動により影響を受け、保険金等の合計額が一時払保険料を下回る場合があります。		

【ご留意点】

- 保険商品は預金とは異なり元本保証はありません。また預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 保険商品のお申込みの有無が、当行におけるお客さまとのお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金等が削減されることがあります。
- 商品によっては運用による損失が発生し、その損益は保険商品をご購入されたお客さまに帰属します。
- 給付金等のお支払いについて、告知していただいた内容が事実と異なっていた場合などは保険金等をお支払いできない場合があります。
- ご契約中の保険商品を解約した場合の払戻金は払込保険料を下回る場合があります。
- 当行は生命保険の募集代理店であり、契約締結の媒介を行うもので、保険契約は各保険会社が承諾した時に成立します。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先やご融資のお申込状況等によっては、当行で保険商品をお申込みいただけない場合があります。
- ご契約の際には、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」、「ご契約のしおり／約款」等を必ずご覧下さい。詳しくはお近くの大東銀行窓口までお問い合わせ下さい。

以 上